

【件名】マクロン大統領の演説(外出制限の緩和等)

11月24日(水)夜、マクロン大統領はテレビ演説を行い、新型コロナウイルスの感染状況を受けた外出制限等の緩和を発表したところ、概要以下のとおりお知らせします。なお、報道によれば、26日(木)午前、カステックス首相が改めて会見を行い、これらの措置について追加説明を行う予定です。

1 感染状況全般に対する評価

・感染者数等の結果から、第2波のピークは過ぎた。しかしながら、今日、フランスでの死者は5万人を超え、欧州をはじめ世界的な感染拡大が続き、フランス国内でも懸念される地域が残っている。感染者数が1日当たり5,000人、蘇生病床の患者が2,500人から3,000人の水準で推移するよう管理することを目標として、政府はさらに長期的視点で対策を立てる必要がある。

2 全国的な外出制限等の緩和

(第1段階:11月28日(土)朝以降)

・従来どおり外出証明書の携行義務は継続。可能な限り自宅にとどまり、可能な場合はテレワークを続け、私的会合、家族の集まり、不必要な移動は控えなければならない。
・散歩、運動等の目的での外出は、自宅から20キロ圏内において3時間まで認められる。
・学校においては、屋外での課外活動が認められる。
・宗教施設では、30人にまでの礼拝が認められる。
・厳格な衛生措置をとった上で、商店の営業、訪問サービスが最長21時までの間再開される。書店、レコード店、図書館等も同様である。

(第2段階:12月15日以降。ただし、下記(注)の目標が達成された場合)

・12月15日から外出制限が解除され、外出証明書携行義務は廃止される。クリスマス休暇には地域間の移動が可能となる。

(注:感染を1日当たり5,000人、蘇生病床の患者が2,500人から3,000人の水準になるよう管理するという目標が達成された場合。)

・厳格な衛生措置の下、クリスマス期間中の子どもたちの屋内での課外活動を可能とする。
・厳格な衛生措置の下、映画館、劇場、美術館も再開可能とする。
・一方、従来どおり大人数による集会、催物会場における宴会は引き続き禁止され、地域を超えて多くの人が集まることになるテーマパーク、展示場は引き続き閉鎖される。
・冬季スポーツ施設については、政府、地元議員、従事者にて協議が行われ、近日中に措置が発表される。ただし、クリスマス期間中の営業の望みは薄く、営業再開は1月中になる見込み。
・12月15日からは、21時から翌朝7時までの夜間外出禁止措置が取られる。ただし、12月24日及び31日は自由に行動することができる。この場合でも、公の場での集会は認められない。

(第3段階:1月20日以降)

- ・クリスマス期間中の感染が抑えられたか否かを見極めるべく、15日間経過観察を行った上で、更なる緩和措置として次の措置を導入する。
- ・感染を1日当たり5,000人に抑えられた場合、スポーツ施設及びレストランの営業の再開。夜間外出禁止の時間の短縮。
- ・現在クラスの半数の出席で授業が行われている高校では、クラス全員が出席する授業を再開。
- ・高校における全員出席での授業の再開後2週間後から、大学でも全員出席での授業を再開。
- ・その後政府は、15日ごとに経過を観察し、更なる緩和を進めるか、反対に規制するか決定する。これはひとえに第3波を防ぎ、3回目の外出制限を防ぐためである。

2 経済活動への影響

以下の措置を拡充する。

- ・被雇用者向けの部分的失業制度。
 - ・不安定な労働環境にある人々に対する一時的給付や失業保険給付の延長。
 - ・企業・個人事業主に対する政府保証付融資や社会保険料の支払免除・猶予、連帯基金の実施。
 - ・政府保証付融資の延長、社会保険料の支払免除の再実施、連帯基金の1万ユーロへの増額。
- これによって企業支援は大幅に強化される。

新たな措置として次を追加する。

- ・RSA(積極的連帯所得手当)とASS(特定連帯手当)の受給者、奨学生、住居手当を受給中の学生以外で25歳未満の若者に対し、150ユーロを給付。
- ・APL(個人住居支援)の受給世帯には、子ども1人あたり100ユーロが給付される。合計で400万世帯と130万人の若者が支援を受ける。
- ・レストラン、バー、スポーツ施設、ナイトクラブなど休業が継続するすべての施設は、規模に関係なく、来年1月20日の営業再開まで、連帯基金からの1万ユーロの給付より有利な場合、2019年の年間売上高の20%に相当する額の給付を受けられる。
- ・季節労働者、エキストラ、再就職できない不安定な状況にある人々、最初の仕事を見つけることができない若者に対する解決策を近日中に示す。仕事を探しているすべての若者は「一人の若者、一つの解決策(un jeune, une solution)」のプラットフォームを活用してほしい。

参考: マクロン大統領演説内容

<https://www.elysee.fr/front/pdf/elysee-module-16624-fr.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレス

に自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号:03-8852-8500

(フランス国外からは(+33)3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>